

〇〇町会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会の名称は、〇〇町会(以下「会」という。)と称する。

(区域)

第2条 会の区域は、〇〇の地域とする。

(構成員)

第3条 前条に規定する区域に住所を有するすべての個人及び事業所は、構成員となることができる。ただし、事業所は、賛助会員とする。

(事務所)

第4条 会の事務所は、町会長宅に置く。(又は集会所に置く。)

第2章 目 的

(目的)

第5条 この会は、その地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第6条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構成員相互の親睦に関する事。
- (2) 構成員相互及び会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (4) 防火、防犯、交通安全に関する事。
- (5) 集会施設等所有する資産の管理及び運営に関する事。
- (6) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役 員

(役員の種類)

第7条 この会に次の役員を置き、それぞれ次の任務を分掌する。

役 職 名	人数	任 務
町会長	1名	会を代表し、会務を総括する
副町会長	〇名	町会長を補佐し、町会長に事故あるときはその職務を代理する

会 計	1 名	会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する
会計監査	〇名	会の会計監査を行う
生産組合長	1 名	農事に関することの連絡並びに事業の推進を図る
公民館長	1 名	文化並びに体育の向上発展のため館務を統括する
班長	〇名	班を代表して会務に協力する

(選出方法)

第 8 条 役員の選出は、総会において出席者の投票により構成員の中から選出する。

2 班長は、各単位構成員の中から選出する。選出方法は、原則として輪番制とする。

(任期)

第 9 条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 1 0 条 会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、1 世帯につき 1 名の会員をもって構成する。

3 役員会は、会計監査を除く第 7 条の役員をもって構成する。

(招集)

第 1 1 条 定期総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、構成員の 5 分の 1 以上の請求があったとき又は役員会において総会開催の議決があったときに町会長が招集する。

3 役員会は、必要に応じて町会長が招集する。

(議決事項)

第 1 2 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 予算決算の承認
- (3) 資産管理報告の承認
- (4) 会費改定の承認
- (5) 規約の改正
- (6) 役員の選出
- (7) 班編成の承認
- (8) その他会の重要事項に関すること

2 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議することができる。この場合において、次の総会で承認を受けなければならない。

(成立要件並びに議長及び議決)

第13条 会議は、会員又は役員²分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状により代理人をたてることができる。

2 総会の議長は出席会員の中から選出し、役員会は町会長が議長となる。

3 会議における議決は、出席者の過半数でこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(班の設置)

第14条 会の運営を円滑に行うために、班を置く。

2 班の編成は、当該住民の協議を経て役員会の議決及び総会の承認を受ける。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

第15条 会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(収入)

第16条 会は、次の収入により運営する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 補助金
- (4) その他

(会費)

第17条 構成員は、総会で定める会費を毎月納入しなければならない。

(支出)

第18条 支出は、総会で議決された予算に基づき、会の目的に従って行う。

2 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払戻しをしない。

(会計及び資産帳簿の整理)

第19条 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整理する。

2 構成員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(資産の管理運用)

第20条 会の資産は、最も確実かつ有利な方法により管理運用しなければならない。

(監査と報告)

第21条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第6章 入会及び脱会

(入会)

第22条 会に入会しようとするものは、班長又は町会長に届け出るものとする。

2 会の区域に入居した世帯又は開業した事業所があったときは、会はその世帯又は事業所にこの会の主旨を説明し、入会の案内をするものとする。

3 会は、正当な理由がない限り会の区域に住所を有するものの入会を拒んではならない。

(脱会)

第23条 構成員の脱会は、次の場合とする。

(1) 会の区域に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人の申出があったとき。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。